

## 日本皮膚科学会「研究指針に対する対応」

日本皮膚科学会が主催・支援する学術大会、地方会、講習会、その他の研究集会等における発表や講演において、その内容が下記の指針の適用を受ける研究である場合は、発表者はそれぞれの指針を遵守していること。また、日本皮膚科学会会員は、これら以外の学会・研究会等で発表する際にも遵守していること。

1. 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 29 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号。平成 29 年 2 月 28 日）

人（試料・情報を含む。）を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解並びに傷病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動。

2. ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 29 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号。平成 29 年 2 月 28 日）

提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料・情報を用いて明らかにしようとする研究。

3. 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 174 号。平成 29 年 4 月 7 日）

遺伝子治療等（疾病の治療や予防を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞を人の体内に投与することをいう。）の臨床研究。

4. ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 29 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号。平成 29 年 2 月 28 日）

受精、胚の発生及び発育並びに着床に関する研究、配偶子及びヒト受精胚の保存技術の向上に関する研究その他の生殖補助医療の向上に資する研究のうち、ヒト受精胚の作成を行うもの。

5. [ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針](#) (平成22年文部科学省告示第88号。平成22年5月20日)

iPS細胞又はヒト組織幹細胞から生殖細胞の作成を行う研究であって、基礎的研究に係るもの。

6. [ヒトES細胞の樹立に関する指針](#) (平成26年文部科学省・厚生労働省告示第2号。平成26年11月25日)

ヒトES細胞の樹立及び分配 (樹立機関が行うものに限る)。

7. [ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針](#) (平成26年文部科学省告示第174号。平成26年11月25日)

ヒトES細胞の分配 (樹立機関が行うものを除く。) 及び基礎的研究の用に供する使用。

※ 関係リンク先:

厚生労働省「研究に関する指針について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

文部科学省 ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

[http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimei\\_rinri.html](http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimei_rinri.html)